

入札及び契約等の心得

(総 則)

第1条 入札及び契約等は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、坂出市契約規則、坂出市制限付き一般競争入札に関する規則、坂出市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、坂出市建設工事指名競争入札における参加者資格基準等に関する規則その他の法令及び指示事項等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札の参加)

第2条 制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、制限付き一般競争入札においては制限付き一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該入札につき、指名通知を受けた者とする。

2 建設工事に係る制限付き一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）を配置することができない者は、入札に参加できない。

3 入札参加資格者は、仕様書、図面、現場、契約の条件等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

4 仕様書、図面等については、市に対して質問をすることができるものとし、質問及びこれに対する回答に係る手続に関しては、公告（指名競争入札にあつては、案件ごとの入札情報等）において定める。

5 入札参加資格者は、入札書を作成し、封かん、封印のうえ入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加資格者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格者は、入札を辞退するとき（前条第2項の場合を含む。）は、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加資格者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札金額の記載要領)

第6条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額とするので、入札者は、次の各号に掲げる要領で金額を記載しなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額で入力すること。

(2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。

2 工事費内訳書の提出を求めている入札においては、入札時に必ず工事費内訳書を提出しなければならない。

(無効入札)

第7条 工事費内訳書の提出を求めている入札において、工事費内訳書の内容に不備(提出者名及び工事名の記入漏れ・誤記、代表者印の押印漏れ、入札金額と工事費内訳書の総額の著しい相違等)がある入札は、無効とする。

(失格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者

(2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果、最低制限価格に満たない金額で入札をした者

(3) 工事費内訳書の提出を求めている入札において、工事費内訳書の提出がないと認められた者

(再度入札)

第9条 初回の入札に付して落札者がいない場合は、直ちに再度入札をする旨の宣言をして入札を行う。この場合において、初回の入札に参加しなかった者、又は無効入札となった者及び前条の各号の規定に該当する入札をした者は、再度の入札には参加することができない。

2 入札回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合わせて原則2回とする。

(落札決定後の契約辞退)

第10条 落札者は、落札決定後、原則として契約の辞退を申し出ることができない。落札者が契約の辞退を申し出た場合は、坂出市建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止の措置の対象となることがある。

(契約書の提出)

第11号 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札の効力が失わ

れることがある。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、現場、契約の条件等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(随意契約)

第13条 随意契約をする場合において見積書を提出するときは、第1条から前条までの規定中、「入札」とあるのを適宜「見積」又は「見積合せ」と読み替えるものとする。